

住民税非課税世帯の方などへ 給付金(3万円)の申請はお済みですか

原油高騰や物価高騰などに直面する低所得世帯(住民税非課税世帯等)を支援するため、給付金を支給しています。

申請期限 **10月31日(火)(必着)**

申請期限を過ぎると受給できません。

①令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯

7月25日に確認書を送付しました。申請期限までに、確認書を、同封の返信用封筒で返送してください。

②家計急変世帯

申請時、富山市で住民登録しており、予期せず令和5年1月から10月の収入(所得)が減少し、①の世帯と同様の事情にあると認められる場合は、支給対象となります。

申請期限までに、申請書と必要書類を、郵送または直接、福祉政策課(〒930-8510 新桜町7-38:市役所3階)へ。

申請書は福祉政策課、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センター、市社会福祉協議会(今泉)に設置してあるほか、市ホームページ(No.1012570)からもダウンロードできます。

配偶者などからの暴力を理由に避難している方で、事情により現在住んでいる市内の住所に住民票を異動できない方も支給対象となる場合があります。

詳細は、お問い合わせください。

①②共通項目

●**代理人が確認、申請(請求、受給)する場合は、次の書類を提出してください**

- ・代理人の本人確認書類の写し
- ・振込口座が分かるものの写し
- ・法定代理人の場合は、法定代理人であることや、代理権が付与されていることが確認できる書類

●**申請されてから、おおむね1カ月後に振り込みます**

※①、②の重複受給はできません。

※必要書類など詳細は、問い合わせるか市ホームページをご覧ください。

! 振り込み詐欺や、個人情報聞き出そうとする給付金詐欺に注意してください。

富山市住民税非課税世帯等給付金コールセンター
☎481-7744
(受付時間 平日9:00~17:00)

障害者を虐待から守りましょう

障害福祉課 ☎443-2207

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。その通報が、障害者を虐待から救う大きな一歩となります。連絡した人が特定されないよう、秘密は厳守します。

障害者虐待相談窓口

☎443-2004



◆障害者への虐待が起こりうる場所

- 【**家庭**】 障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人による虐待
- 【**施設など**】 障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待
- 【**職場**】 障害者を雇用する事業主などによる虐待

◆虐待の種類

身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

性的虐待

無理やり(または同意に見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

心理的虐待

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

経済的虐待

本人の同意なく財産や年金、賃金などを使うこと。また、正当な理由なく必要な金銭などを渡さないこと。

放棄・放置(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。また、同居人による虐待を知りながら放置すること。

富山市財政の健全化判断比率などをお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、次のとおり公表します。

圖財政課 ☎443-2146

富山市の健全化判断比率、資金不足比率

比率の名称		令和3年度 決算	令和4年度 決算	早期(経営) 健全化基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	—	11.25%
	②連結実質赤字比率	—	—	16.25%
	③実質公債費比率	7.5%	8.0%	25.0%
	④将来負担比率	104.8%	94.9%	350.0%
	⑤資金不足比率	—	—	20.0%

国の基準

- ▶赤字はありません
- ▶赤字はありません
- ▶前年度から0.5ポイント上昇
- ▶前年度から9.9ポイント改善
- ▶資金不足はありません

令和4年度決算では
①～⑤の各指標は、
国の基準を
下回りました。

※「—」…①②は赤字額なし、⑤は対象全ての会計で資金不足額なしを示します。

※①②における早期健全化基準は、自治体の財政規模により異なります。

①～⑤の各指標が、早期健全化基準(⑤の場合は経営健全化基準)以上となった場合、改善が必要な状態とみなされ、財政(経営)健全化計画を策定することが義務付けられています。



「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」とは

地方公共団体の財政を堅実で良好な状態にするために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を策定する制度を定める法律です。

健全化判断比率・資金不足比率とは

①～④が「健全化判断比率」です

①実質赤字比率

一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額(=赤字額)が、標準財政規模^(※1)に占める割合です。

▲①、②の比率が高い=赤字の程度が大きい、財政運営が深刻です。

②連結実質赤字比率

一般会計等のほか全ての会計の赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

③実質公債費比率

一般会計等の借入金(地方債)の返済額やこれに準じる額(公営企業会計の公債費にあてる繰出金)などが、標準財政規模を基本とする額に占める割合です。

▲③の数値が高い=資金繰りが悪化しています。

④将来負担比率

一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の残高が、標準財政規模を基本とする額に占める割合です。

▲④の数値が高い=将来の財政を圧迫する可能性が高くなります。

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足額が、事業規模に対して占める割合です。

(※1)標準財政規模とは、地方公共団体の市税や普通交付税などによる収入の1年間の一般財源の合計額です。

参考 自治体財政のイメージと各比率の対象範囲

地方公共団体	一般会計等 福祉、教育、まちづくりなどの行政サービス
	特別会計 介護保険事業、国民健康保険事業など
	公営企業会計 水道事業、病院事業など
	一部事務組合など
	地方公社など

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率

③実質公債費比率

④将来負担比率

⑤資金不足比率^(※2)

(※2)資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定。